

インターネット消費者取引連絡会（第6回）議事要旨

1. 日時：平成24年8月2日（木） 15時～17時20分
2. 場所：消費者庁6階 61会議室
3. 出席者：別紙参照
4. 議題：
 - （1）発表
 - （2）意見交換
 - （3）その他
5. 議事概要：
 - （1）について
 - ・ ヤフー株式会社・古閑室長から「ヤフー株式会社における消費者啓発の取り組み（資料1）」について説明。
 - ・ 日本アフィリエイト交流振興会・笠井代表から「日本アフィリエイト交流振興会から、『日本アフィリエイト協議会』へ（資料2）」について説明。
 - ・ 東京都消費生活総合センター・今井課長から「インターネットに関する普及啓発・教育事業の取り組み（資料3）」について説明。
 - ・ 総務省消費者行政課・奥田課長補佐及び園田課長補佐から「電気通信サービスに係る利用者啓発について（資料4）」について説明。
 - ・ 消費者庁消費生活情報課・米山係長から「新学習指導要領を反映した中学生向け副教材『消費者センスを身につけよう』等の作成（22年度）（資料5-1）」及び「消費者庁消費者教育ポータルサイト（資料5-2）」について説明。
 - ・ 消費者庁消費者政策課・加藤政策企画専門官から「『詐欺的サクラサイト商法被害撲滅キャンペーン』における『一日国民生活センター長』啓発活動の実施（資料6）」について説明。
 - ・ 東京都取引指導課・松下課長から「平成23年度インターネット広告・表示（24,000件）の監視結果（資料7）」について説明。
 - ・ 警察庁情報技術犯罪対策課・田川課長補佐から「サイバー犯罪共同対処の概要（資料8）」について説明。
 - ・ 消費者庁表示対策課・木村課長補佐から「『カード合わせ』に関する景品表示法（景品規制）上の考え方の公表及び景品表示法の運用基準の改正に関するパブリックコメントについて（資料9-1）」等について説明。
 - （2）について
メンバーからの発表を踏まえ、意見交換。主な発言は以下のとおり。

<消費者啓発について>

【啓発手法関連】

- ・ 関係各所が、消費者に対し「被害者にならないため」の注意喚起を行っているが、それだけでなく消費者自身も自分の行動に責任を持ってもらえるような教育が必要ではないか。消費者庁消費生活情報課の資料（資料5-1）の自転車の購入時の例にはその要素が含まれているが、契約の意味を

消費者自身が認識し、代金をちゃんと払うなど契約当事者としての責務を果たすという観点での啓発が必要ではないか。

- ・ インターネット取引に関する今後の消費者教育の担い手を広げるべきではないか。最近のインターネット取引に通じている相談員のみではなく、関係省庁による経済的支援に加え、教育機関の教員にも担っていただくべきではないか。

【アフィリエイト関連】

- ・ アフィリエイトに関わる団体としては、消費者向けを含め、これまで種々の問題に取り組んでいる。ご意見などがあればお知らせいただきたいし、関心のある方々には業界団体の存在を知っていただきたいという思いがある。
- ・ アフィリエイト上の誇大広告について、最近多いのは、報酬の高い広告主の体験談を偽造したり、根拠なく他のものと比較する手法（「〇〇よりこちらの商品の方が効果的です」など）。大手ポータルサイトやモールサイトに広告出稿できない事業者が高額報酬を提示することでアフェリエーターに広告を掲載させている場合もある。団体としては、悪質な行為を行う個人・法人を排除するよう取り組みをより一層強化していきたい。
- ・ 業界として検討しているガイドラインについて、具体的な項目は、まだ検討を始めたばかりだが、現時点では、「アフィリエイトサイト運営者」、「アフィリエイトサービスプロバイダ（ASP）」及び「広告主」の3者向けに、例えば、運営者に関する情報、報酬に関する情報、連絡先等の表記をさせる等の項目を考えている。また、消費者を守るためにも広告主やサイト運営者に対する審査、そしてパトロール等も盛り込んでいきたい。
- ・ 広告主は、アフィリエイトが行う広告表示について景品表示法上の責任を負うか。
- ・ 確認した上で改めて回答させていただきたい。（注）

（注）会合後の表示対策課の回答

広告主が、アフィリエイトが行う広告表示の決定に関与したといえるか否かによる。景品表示法上の表示に責任を負う事業者（表示主体）は、「表示内容の決定に関与した事業者」と解されており、そこには、「自ら若しくは他の者と共同して積極的に表示の内容を決定した事業者」のみならず、「他の事業者にその決定を委ねた事業者」（自己が表示内容を決定することができるにもかかわらず他の事業者に表示内容の決定を任せた事業者）も含まれる（東京高判平成20・5・23 平成19年（行ケ）第5号）。

<その他発表について>

【インターネット上の広告・表示の監視関連】

- ・ 新聞等の広告には、審査機能がある程度働くが、個人も含め多くの事業者が参入しているインターネット上の通信販売では、法律知識が乏しい販売者が製造者から提供された資料内容を鵜呑みにして、消費者向けにそのまま表示するなど問題が発生しやすく、指導が追いつかないこともある。そのため、消費者啓発も必要だが、事業者のコンプライアンス意識の向上も必要ではないか。
- ・ モール運営者としては、消費者庁による景品表示法に基づく排除命令などが開示された場合、問題になった具体的な商品名等をもとに、出店者が掲載する広告を確認して注意喚起するなどしている。出店者が掲載する情報は、製造者や卸売業者から提供されているものも多く、意識の向上が困難な部分もあるが、引き続き注意喚起していきたい。

【サイバー犯罪（不正アクセス）関連】

- ・ 不正アクセスに絡み、身に覚えのない請求についての相談は多い。また、警察に通報した後の扱いについて分からないため、消費者に対する助言がしづらいこともある。

- ・ 警察と事業者との共同対処に関する協定を締結することにより、事業者に過剰な負担が課されないように配慮して欲しい。
- ・ 協定の運用については、事業者から懸念を抱かれないよう、配慮しながら共に取り組んでいきたい。他方、協定を締結する過程では、コミュニケーションが増え、警察と事業者との間で顔が見える関係の構築にもつながっており、事業者も対応が円滑になるのではないかと考えている。

【「カード合わせ」に関する景品表示法上の考え方・パブリックコメント関連】

- ・ パブリックコメントで寄せられた意見への考え方の公表は、より多くの意見に対してなされた方がよかったのではないか。また、元々の運用基準は、インターネットによるサービスを想定していない時期に作られたものであるため、齟齬が生じてきたのではないか。事業者の予測可能性の向上のためにも、立法趣旨などに即してどのように規制するのか検討されることを望みたい。
- ・ パブリックコメントへの対応については、同じような意見が多数寄せられていることなどを踏まえて、項目毎にある程度整理したもの。また、今回の考え方の提示により、事業者が自ら判断することは一層可能になるものとする。なお、今回示した考え方以外に、文書の形式は検討中だが事業者の検討に資するQ&Aのようなものを公表することを考えている。
- ・ 今後もゲームの問題が話題になるのであれば、関連の事業者に、本連絡会のオブザーバーとして継続的に出席を求めることも検討してはどうか。
- ・ 今後の状況を見ながら判断し、必要であれば検討していく。

第6回インターネット消費者取引連絡会出席者一覧（敬称略）

○消費者庁

いしがみ ようすけ 石上 庸介	消費者政策課 財産被害対策室長
みずま あきら 水間 玲	消費者政策課 政策企画専門官
かとう たかし 加藤 隆	消費者政策課 政策企画専門官
おおわだ りょうた 大和田 亮太	消費者政策課 政策調査員
よねやま まりこ 米山 眞梨子	消費生活情報課 係長
きむら ともひろ 木村 智博	表示対策課 課長補佐

○関係行政機関（国・地方）

あおき あつお 青木 篤郎	警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課 課長補佐
たがわ あきら 田川 顕	警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課 課長補佐
おくだ えり 奥田 依里	総務省 総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐
そのだ ゆうじ 園田 雄二	総務省 総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐
たけだ みまき 竹田 御眞木	経済産業省 商務情報政策局 消費経済企画室 課長補佐
うしお たかふみ 潮 高史	経済産業省 商務情報政策局 消費経済企画室 係長
まつした ひろこ 松下 裕子	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課長
にしお ゆみこ 西尾 由美子	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 表示指導係長

○事業者団体

やしろ しゅういち 八代 修一	公益社団法人 日本通信販売協会 消費者相談室長
まんば とおる 万場 徹	公益社団法人 日本通信販売協会
きしはら たかまさ 岸原 孝昌	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム 常務理事
かさい ほうと 笠井 北斗	日本アフィリエイト交流振興会 代表

○消費者相談関係団体等

さわだ としこ 沢田 登志子	一般社団法人 ECネットワーク 理事
いまい ゆうぞう 今井 勇蔵	東京都消費生活総合センター 相談課長
ますだ えつこ 増田 悦子	東京都消費生活総合センター 相談課 主任相談員

○オブザーバー

こが ゆか 古閑 由佳	ヤフー株式会社 政策企画本部 政策企画室長
わたなべ ゆきよし 渡邊 幸義	ヤフー株式会社 政策企画本部
かたおか やすこ 片岡 康子	楽天株式会社 渉外室 渉外課 兼 総務管理部 ブランド維持活動グループ マネージャー
もり りょうじ 森 亮二	弁護士法人 英知法律事務所 弁護士